

先着 抽定員を超えると抽選

電話相談も実施

項目	日 時	場 所	問い合わせ
行政相談	2月18日(木) 午後1時30分～3時30分	市役所 5階501会議室	秘書広報課
司法書士による相談 要予約 先6名	2月12日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付：2月2日(月)～10日(火)正午まで	市役所 5階中会議室1	
土地境界相談 要予約 先6名		市役所 5階504会議室	
弁護士による相談 要予約 抽8名	2月19日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付：2月2日(月)～4日(水) 初回優先	市役所 2階入札室	
建築なんでも相談 要予約 先2名	①2月13日(金)、②27日(金) 午後1時30分～(1人50分) 受付：各相談日の1週間前まで	①市役所 2階入札室 ②市役所 5階501会議室	
一般			
市民ふくし相談 日常生活の困りごとなど	①2月2日(月) 午後1時30分～4時 ②2月4日(水)、18日(水)、28日(土) 午前10時～午後3時	①吉川支所 ②市民活動センター	①72-2940 ②86-7575 社会福祉協議会 82-4043
司法書士による 成年後見専門相談 要予約 先3名	2月12日(木) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
人権相談 同和問題・多様な性・SNSひばう中傷など	①月～金曜 ②2月6日(金)、③19日(木) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
農地相談	2月13日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	2月17日(火) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポートステーション 079-565-9300
DV・いじめ・こころ			
DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時	DV相談室	DV相談室 82-8300
子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
こころの相談(電話相談) うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 (時間外は他の相談窓口を紹介)	☎89-2471	健康増進課
青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後4時 予約優先	教育センター 2階	教育センター 82-8686
虐待			
児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時	教育センター 2階 こども福祉課	こども福祉課 83-2266
高齢者虐待相談	月～金曜	①地域包括支援センター ②西部サブセンター ③吉川サブセンター	高齢福祉課 ①89-2337 ②83-0160 ③72-2222
女性・教育			
女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 木曜 午後1時～4時 ②火曜 午後1時～4時 木曜 午前10時～正午	電話相談 予約相談 (面接・電話)	①☎89-2354 教育センター 3階 男女共同参画センター 89-2331
女性のための 弁護士相談 要予約 先4名	2月25日(火) 午後1時50分～4時30分 受付：2月20日(金)まで【要事前面談】		
あんしん教育相談 要予約	月～金曜 午前9時～午後5時	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者			
障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜	市役所 3階障がい福祉課	
福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②2月4日(水)、20日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	障がい福祉課 ☎89-2449
身体障がい者相談	2月14日(土)、18日(水) 午後1時～3時	ハートフルプラザみき 2階 身体障害者福祉協会	

三木警察署だより

問 82-0110

フィッシングメールに注意

フィッシングメールとは

官公庁や金融機関、宅配業者、通信事業者などの生活に密着した事業者や、知人や取引先などを装って偽サイトに誘導し、個人情報を盗んだり、有害なソフトウェアに感染させたりする詐欺メールです。

被害を防ぐ対策

- メールに記載されたURLを安易にクリックせず、公式サイトから直接アクセスして確認する
- IDやパスワードの使い回しはしない
- パソコンOSやソフト、アプリのアップデートを行い、身に覚えのない通信料やアプリのインストールがないかを確認する



非常に精巧に作られているので、本物のメールやサイトと判別が困難！

偽ログイン



こんなメールに注意！
セキュリティ強化の為ログインしてください。
ログイン出来ませんでした。
再度ログインしてください。
お手取り届けが確認出来ませんでした。
再度ログインしてください。

消費生活相談

覚えのない荷物や書簡が届いたら

問 (市)生活安全課

相談事例

通販会社から代引きの荷物が届き、家族が代金を支払い受け取ってしまった。中身を確認すると全く注文していない商品だった。

荷物が家のポストに配達されていた。送り主はインターネットのサービスを運営している会社のようだ。注文した覚えはないし、中身は分からない。どうしたらいいか。

「訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。差出人が法律事務所のようであり不安である。書いてある電話番号に連絡した方がいいか。

裁判所から特別送達という封書が届いた。どうしたらいいか。

アドバイス

- 通信販売の置き配を利用する人が増えていることから、荷物の誤配や注文していない荷物が代金引換で届くこともあります。通信販売の注文は家族に共有しましょう。覚えのない荷物は受け取りを拒否することもできます。
- 法律事務所などから不審な書簡が届いた時は、書簡に書いてある番号に電話するのではなく、送付元が公開している連絡先を自ら調べて連絡しましょう。
- 特別送達は、裁判所など公的機関からの重要な書簡です。無視すると不利な状況になりますので、すぐに内容を確認しましょう。困った時は消費生活センターへ相談してください。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関するることは 消費生活相談へ

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)



▲身近な相談事例は
こちらから